

鳥取県告示第 527 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市菅原字小倉谷 8 の 1、9 から 24 まで、25 の 1、字歩行谷 124、125、126 の 1、126 の 2、128 の 1、129 の 1 から 129 の 3 まで、130 の 1、130 の 2、133 の 1、133 の 2、134 の 1、134 の 2、135 の 1、135 の 2、136 の 1、136 の 2、137 の 1、137 の 2、138、139、140 の 1、広瀬字釜床 1048 の 7 から 1048 の 19 まで、字大瀬戸谷 1049 の 1、1049 の 2、字芦谷 1050 の 1 から 1050 の 3 まで、1050 の 5、字松尾 1103 の 1、1103 の 7 (次の図に示す部分に限る。)、1103 の 8、1106、字七曲り 1107 の 1、字萱野 1111 の 10、1111 の 12、1111 の 14、1111 の 18、字スンヲバ 1138 の 1 から 1138 の 7 まで、1138 の 9、字杉障子谷 1171 の 1、1171 の 2、1171 の 7、1171 の 9 から 1171 の 11 まで、1171 の 13、1171 の 15、1171 の 17、1171 の 19、1171 の 21 から 1171 の 33 まで、1171 の 35、1171 の 37 から 1171 の 40 まで、1171 の 42 から 1171 の 49 まで、字狼谷東平 1172 の 1 から 1172 の 5 まで、1172 の 7 から 1172 の 15 まで、1173、1174、1176、1177 の 1 から 1177 の 3 まで、字ハンザケ 1236 の 1 から 1236 の 3 まで、1236 の 4 (次の図に示す部分に限る。)、1236 の 5、1236 の 6・1236 の 7 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、1236 の 8、1236 の 9 から 1236 の 17 まで (以上 9 筆について次の図に示す部分に限る。)、1236 の 18、1236 の 19 (次の図に示す部分に限る。)、1236 の 20 から 1236 の 39 まで、1236 の 40 (次の図に示す部分に限る。)、1236 の 41、1236 の 42、字小狼谷 1237 の 1、1237 の 2、1238・1239 の 1 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、1240 の 1、1241、1242 の 1、1242 の 2、1243 から 1246 まで、1247 の 1 から 1247 の 4 まで、1247 の 6 から 1247 の 9 まで、1248 の 1 から 1248 の 4 まで、字狼谷西平 1249 の 1、1249 の 2、1250 から 1253 まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)